



「あったらいいな」から「なくてはならない」公共施設へ 公共施設等総合管理計画を策定

「公共施設等総合管理計画」は、公共施設の多くが老朽化し、一斉に更新時期を迎えることから、市が保有する公共施設等の最適化に関し、市全体の基本的な方針、分野別取り組み方および地域別取り組み方針を定めることを目的として策定しました。

■策定までの経緯

市では、さまざまな市民ニーズへの対応や市民サービスの向上を図るため、高度経済成長期以降、小・中学校や集会施設、公営住宅などさまざまな施設を整備してきました。ところが、それら多くの施設が老朽化し、間もなく一斉に更新時期を迎えることになり、更新費用が多額にのぼることが懸念されています。この状況を踏まえ、公共施設等をこれからの人口減少や市民ニーズにどのように対応させていくかが課題となっています。そこでまずステップ1として、市が保有する施設の全体像を『見える化』した「長門市公共施設白書」を平成26年11月に作成しました。次にステップ2として、公共施設白書を基に行ったアンケート調査結果に

より、今後の施設のあり方や必要となる取り組みについての基本的な考え方をまとめた「長門市公共施設等総合管理計画基本方針」を平成27年3月に策定しました。最後にステップ3として、今後の公共施設等のあり方について基本的な取り組み方針や個別施設の方向性を示した「長門市公共施設等総合管理計画」および「長門市公共施設等総合管理計画第一次アクションプラン」を策定しました。

■公共施設等総合管理計画

1 対象範囲及び期間
市が所有する財産のうち、公共施設（ハコモノ）およびインフラ施設（道路、橋りょうなど）を対象とします。計画期間は、平成28年度から平成47年度までの20年間とします。

2 基本理念

時代に即した良質で持続可能な公共サービス提供の実現
みんなで考え、住み良いまちをつなげていこう

「あったらいいな」から「なくてはならない」公共施設等のあり方について考え、将来の子どもたちの負担とならないように、知恵を絞り、「チームながと」一丸となって、時代に即した良質で持続可能な公共サービス提供の実現を目指すものです。

3 基本方針

- ①良質なサービス提供を維持しながら総量の抑制を目指す
 - ②施設を最大限活用するための効率的・効果的な管理運営を目指す
 - ③計画的な保全を実施し、公共施設の長寿命化を図る
 - ④全庁（全市）的な公共施設等マネジメント推進体制を構築する
- 主な取り組みは、次ページに掲げており、計画的に取り組んでいきます。

4 具体的な目標

- 実効性を確保するため、計画期間において具体的な目標を設定します。
- ①公共施設の総量（総延床面積）を25%以上削減します
 - ②年間の維持管理費を10%以上削減します
 - ③年間の更新費用の不足額8億2千万円を段階的に縮減します
 - ④人口減少や合併後の地域事情を勘案しながら、個別の施設方針をアクションプランに提示します
 - ⑤公共施設を地域の活動拠点の「再生」と捉え、公共施設を活用したまちづくりを提示します
- ## 5 分野別の取り組み方針
- 基本方針に基づき、分野ごとの大きな取り組み方針を定めています。
- ## 6 地域別の取り組み方針
- 地域ごとの公共施設の役割を把握し、将来の地域構造の考え方や拠点の整備方針を基に、今後の地域別の再配置の方向性を示します。
- ## 7 計画の推進
- ①公共施設調査による施設評価の実施
 - ②公共施設の現状を調査・分析した上で、市の実情や目標に合った施設マ

■計画期間

平成28年度～平成47年度（20年間） 長門市公共施設等総合管理計画			
H28～H32 第1次アクションプラン	H33～H37 第2次アクションプラン	H38～H42 第3次アクションプラン	H43～H47 第4次アクションプラン

■基本方針および取り組み方針

	基本方針1	基本方針2	基本方針3	基本方針4
4つの基本方針	良質なサービス提供を維持しながら総量の抑制を目指す	施設を最大限活用するための効率的・効果的な管理運営の実現を目指す	計画的な保全を実施し、公共施設の長寿命化を図る	全庁（全市）的な公共施設等マネジメント推進体制を構築する
取り組み方針	(1) 総量削減 (2) サービス適正化の検討 (3) 複合化・多機能化等の検討 (4) 再配置・再編の検討	(1) 既存施設の利用促進策の検討 (2) 管理運営の効率化の検討 (3) 外部委託等の検討 (4) 公共施設を活用した財源確保の検討 (5) 未利用・低利用の建物・土地の活用の検討	(1) 既存建物の耐震化・機能性向上の実施 (2) 長寿命化等実施計画の検討 (3) 施設の長期保全計画の検討 (4) 財源確保の検討 (5) 情報の一元管理 (6) 施設の継続的な点検・診断等の実施 (7) 安全確保の実施	(1) 横の連携を活かしたマネジメントの推進 (2) 全庁的な資産マネジメントの検討 (3) 市民協働による推進の検討 (4) 公共施設等マネジメントの職員研修

※長門市公共施設等総合管理計画および第一次アクションプランは、長門市ホームページからダウンロードできます

ネジメントを行っていきます。
②アクションプランの策定
アクションプランは、公共施設調査による施設評価を基に、個別施設ごとの具体的な方向性を定め、計画に沿って実行する実施計画です。

今回策定した「長門市公共施設等総合管理計画・第一次アクションプラン」は平成28年度から平成32年度までの5カ年計画となっています。
■問い合わせ
総務課経営改革室 TEL23-1121